

随意契約（相手方指定）調書

件名	薬剤投入作業委託	No.5200327
工（納）期	令和6年10月31日	
契約締結日	令和6年4月1日	
契約金額	推定総額1,769,790円（消費税込み）	

契約相手方	公益社団法人荒川区シルバー人材センター (法人番号：9011505001507)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複数単価契約

業者選定理由書

件 名	薬剤投入作業委託
指名業者 (案)	名 称 公益社団法人荒川区シルバー人材センター 所在地 荒川区東尾久四丁目3 2 番7号 代表者 会長 寺澤 武
特命理由	本件は、区立公園、児童遊園、防災広場等の敷地内及び周辺道路の雨水枡に蚊の幼虫の成育を阻害する発泡錠剤の投入作業を委託するものである。 主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記法人を契約相手方としたい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 ① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合は、随意契約によることができると規定されている。 ② 上記法人は、荒川区在住の高齢者が会員となっている公益社団法人であり、本件を委託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業機会を提供することになる。 ③ 上記法人は、平成17年度から本件業務を受託しており、これまでの履行状況は良好である。 以上のことから、上記法人を契約相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 (高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約)